平成２８年（フ）第３０１号
新潟市東区秋葉通２丁目3722番地238　市営住宅Ｇ棟507号
債務者　永井　　勉
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　泰雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６７号
兵庫県西脇市比延町267番地
債務者　森脇　伸明
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第６８号
兵庫県西脇市比延町267番地
債務者　森脇　佳代
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第５１７号
仙台市宮城野区栄４丁目12番６号　ラフィネ・ソレイユ栄101
債務者　松田裕美子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上林　　佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
三重県津市上浜町６丁目16番地３　アトレ青山203号
債務者　高山　昌也
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石坂　俊雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１７７号
大阪府寝屋川市木田町14番12号（303号）
債務者　中村　　浩
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６３８号
大阪府守口市八雲西町４丁目11番８号
債務者　寒竹葉月こと　塩川　海朱
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高山未奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７９７号
大阪市西淀川区中島１丁目23番253号
債務者　相見登茂子（旧姓森山・渡辺）
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　苧田　徳仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９０３号
大阪市此花区西九条２丁目15番11号
債務者　北谷　正樹
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣石　佑志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８１号
岡山県倉敷市児島小川10丁目３番55号セルフィーガーデン中山201号室
債務者　本銅　昭二
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙﨑　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８３号
広島市安佐南区祇園７丁目15番17―203号
債務者　高野　　実
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　延澤　量昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２２９号
函館市鍛治１丁目１番５―301号　コープサイド鍛治
債務者　中村　浩子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２４１２号
大阪市都島区友渕町１丁目５番７―307号
債務者　村津　一矢
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９２０号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目５番104―105号
債務者　打越　美砂
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３００号
大阪市淀川区東三国１丁目１番24号ニューセンチュリーハイツ401号
債務者　伊藤　　拓
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３１５号
大阪府吹田市山田東４―12―13　第２ハイツ上野203号、住民票上の住所大阪府吹田市山手町４丁目７番24号
債務者　島　　良信
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３１７号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目９番１―203号
債務者　藤枝　洋子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部